

一般質問

16名通告順

市民コミュニティ事業で常総元気塾が雇用した3名の雇業者の業務、雇用実態、賃金の支払いについて

遠藤 章江議員

質問

①3名はどのような経緯で採用されたか。②この補助金事業は緊急雇用促進事業であり、失業者を雇用するものである。3名は、これに該当したか。③雇業者の勤務状況と賃金の支払いはどのような形で行われたか。

答弁(市民生活部長)

①常総元気塾の代表者がメンバーに対し事業の内容等を説明し、募集を依頼した。メンバーが250名ほどに声をかけ、結果、13名の希望があった。その中から募集条件と合致した3名に決定した。②ふるさと雇用再生特別基金事業補助金実施要綱第5条により、履歴書により失業者であることを確認した。③勤務日数については月12日、一日の勤務時間は7時間程度とし、3名の被雇用者が相談し、毎月の予定を立て、仕事に従事していた。賃金は、3

再質問

名分をまとめて委託料として元気塾の口座に振り込んでおり、その後現金で支払われていた。

再質問

雇業者については、250名に声かけし、13名の募集があり、その中から3名を採用とあるが、私は今回市が採用した雇業者を探し当てインタビューをしている。雇業者の4名とも主婦であり、夫の扶養になり、ハローワークの登録がなく、xさんの紹介で雇業者になつていて、このような状況で雇業者が集められたことは理解できない。また、失業者ではなかった。毎月の賃金も正確に支払われず、賃金台帳の不備等、詳細に調査する必要があるのではないか。

再答弁(市民生活部長)

提出されている出勤簿や賃金台帳のとおりだと確認している。調査については慎重に対応したい。

再々質問

国の補助金を使っている重要な事業である。しかしながら、その根幹にかかわる部分、失業者ではないと分かった。また、3名の雇業者のうち2名は元気塾のメンバーである。再度、調査が必要ではないか。

再々答弁(市民生活部長)

市が委託した四つの雇用創出事業終了後について問う。

ふるさと雇用再生特別基金事業と常総元気塾の雇用問題について

高杉 徹議員

質問

①それぞれの団体は活動と雇用を継続するのか。②元気塾では採用時、どのような証明書の提示により失業者の確認をしたか。③元気塾では、誰がどのような方法で7万円ずつ雇業者に支払っていたか。3名とも受け取り確認印を押していたか。④元気塾の報告では、22年度の事業費は全体で273万2717円で、うち人件費は133万と報告されている。これでは人件費

答弁(産業労働部長)

①市民コミュニティ事業については終了、雇用も終了。市民農園運営委託事業と独居老人等宅配サービス事業は事業及び雇用も継続。空き店舗活用観光事業は終了。

答弁(市民生活部長)

②履歴書の内容により確認している。③賃金台帳に

再質問

元気塾の代表者に確認した結果、会費は徴収していない。事務局員であり、メンバーではないとのことである。再調査については、先ほどの答弁のとおりである。

再質問

①失業者を、どうやって履歴書で確認するのか問う。②違約金を一般会計から支出とあるが、税金から出せるのか問う。③代表者の口座にお金を振り込んでいたとあるが、毎月賃金支払日の少し前に、賃金部分は、口座から出されていたのか問う。

再答弁(市民生活部長)

①本人も従前働いており、能力も当然あり、働く意思も持っていたという認識である。②事業完了時にリース料残金を支払ったもの。完了は3月31日であり、その時点で支払い義務が発生していたため、出納整理期間での支払いは可能である。③提出されている帳簿のとおりだと本人から確認をしている。

再々質問

①失業者であることは履